

福津市郷づくり推進条例(素案)
(令和 年 月 日福津市条例第 号)

私たちのまち福津市は、自然環境に恵まれ、歴史や文化を有するまちです。「郷」とは、生まれ育ったふるさとや人が集まり暮らす場所を意味し、福津市内に住む人、働く人、事業活動をする人、学ぶ人などの市民が互いにつながり、助け合いながら、それぞれの郷を築いています。

平成 19 年度、福津市では、福間町で取り組まれた「わがまちづくり支援事業」を継承し、市民が主体となり行う地域自治活動を「郷づくり」と名付け、活動を始めました。地域を良くしたいという熱い想いを持った先人たちが試行錯誤しながら、さまざまな挑戦を積み重ね、その歩みが郷づくりの土台となり、地域を発展させ、まちを育ててきました。

郷づくりは、地域に根差し、継続性があるとともに、新たな発想を取り入れながら、人と人とのつながりを生み出しています。また、身近な地域を守る自治会や各種団体などと連携又は補い合いながら、地域を魅力的にしています。

一方で、社会情勢の変化とともに、地域資源や直面している課題、そして今後の可能性は同じ市内であっても異なるため、地域の実情に合わせた郷づくりを推進することが求められます。

そこで、「自らの地域は、自らの手で」という共通の意識のもと、市民が主役、市がパートナーとなり共働りし、郷づくりに取り組みます。

多くの市民が地域に親しみをもち、幸せを感じながら、安全・安心に住み続けることができるまちを実現するため、持続的な郷づくりを推進し、ここに、条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、郷づくり推進協議会及び福津市（以下「市」という。）との位置付け及び役割等の基本的な事項を明らかにすることにより、もって持続的な郷づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 郷づくり 「自らの地域は、自らの手で」という意識のもと、互いに協力・連携し、個性的で魅力ある事業及び地域課題の解決を市民が主体となり行う地域自治活動のことをいう。ただし、次に掲げる活動は、除くものとする。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動

- (2) 市民 福津市みんなですすめるまちづくり基本条例（平成20年福津市条例第27号。以下「基本条例」という。）第2条第1号及び第2号に規定する市民及び事業者等を総称したものをいう。
- (3) 郷づくり推進協議会 基本条例第11条第2項に規定する郷づくり推進協議会をいう。
- (4) 共働 基本条例第2条第4号に規定する共働をいう。
- (5) 地域自治 基本条例第2条第5号に規定する地域自治をいう。
- (6) 中間支援組織 市民同士又は市民と市の間に立って、市民活動の促進に向け、必要な支援を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）とし、郷づくりを推進するものとする。

- (1) 地域の魅力を高めるため、市民と市がそれぞれの役割を尊重し、共働して推進すること。
- (2) 地域の資源及び特性を生かし、持続的に活動が行われること。
- (3) 自らの役割を認識し、信頼関係を築きながら、お互いに高め合い活動すること。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に基づき、自発的及び積極的に郷づくりに参加及び参画するよう努める。

2 市民は、地域に関心を持ち、地域のことを考え、主体的に行動するよう努める。

（郷づくり推進協議会の役割）

第5条 郷づくり推進協議会は、地域の活性化及び課題解決に向け、郷づくりに取り組む。

2 郷づくり推進協議会は、市民、自治会、各種団体等の意見及び要望を幅広く収集し、適切に事業に反映させながら、郷づくりに参加しやすい環境づくりに努める。

3 郷づくり推進協議会は、市民交流及び地域の特性を生かした郷づくりの拠点として、地域内の福津市郷づくり交流センター条例（平成20年福津市条例第13号）第2条に規定する郷づくり交流センター又は福津市コミュニティセンター条例（平成17年福津

市条例第 95 号) 第 2 条に規定する宮司コミュニティセンターを積極的に活用するよう努める。

- 4 郷づくり推進協議会は、自治活動を補完する広域的な活動のほか、各種団体同士の交流を促し、地域内の総合調整機能を発揮するよう努める。

(市の役割)

第 6 条 市は、郷づくり推進協議会を尊重し、郷づくり推進協議会の実情に合わせた支援を行う。

- 2 市は、郷づくり推進協議会と学校、家庭が連携するよう努める。
- 3 市は、郷づくりが一層充実し、拡充するよう、市民に働きかけるとともに、郷づくり推進協議会の機能強化に努める。
- 4 市は、郷づくり推進協議会だけでは解決できない課題及び実施が困難な取組に対し、共に考え、伴走して支援を行う。

(市の説明責任)

第 7 条 市は、郷づくりに関する情報を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(市の支援)

第 8 条 市は、郷づくり推進協議会の活動に対し、適切な助言及びその他必要な支援を行う。

- 2 市は、郷づくり推進協議会の運営を支援するために、地域を担当する職員を配置する。
- 3 市は、郷づくり推進協議会の活動支援として、郷づくり推進事業交付金を交付し、財政的な支援を行う。
- 4 市は、郷づくり推進協議会が活動しやすい拠点環境の整備に努める。
- 5 市は、各郷づくり推進協議会同士の学び合いの場及び対話の場を設定するように努める。
- 6 市は、中間支援組織と連携し、郷づくり推進協議会に対し、必要な支援を行う。

(郷づくり推進協議会代表者会議)

第 9 条 市は、郷づくり推進協議会の相互の連携及び情報共有を図るため、郷づくり推進協議会の代表者で構成する郷づくり推進協議会代表者会議を設置する。

- 2 市は、代表者会議が建設的に進むよう、郷づくり推進協議会代表者会議の運営方法について、必要に応じて見直す。

(郷づくり推進協議会の組織等)

第 10 条 郷づくり推進協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法及び監査その他郷づ

くり推進協議会を民主的に運営するために必要な事項が会則に定められていること。

(2) 役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

(3) 活動の対象が、次項に定める郷づくり地域内の全ての市民であること。

2 市は、おおむね小学校区を単位として、郷づくりに関する施策を効果的に推進するため、郷づくり地域を定めることができる。

3 前項の郷づくり地域は、市の施策上の区域を定めるものであり、市民の自主的な活動を制限するものではない。

(郷づくり推進事業)

第 11 条 郷づくり推進協議会は、郷づくりの推進のため次に掲げる事業を行う。

(1) 基礎事業 全ての郷づくり推進協議会が共通し、実施する事業であり、次に掲げるものとする。

ア 自治活動の推進に関すること。

イ 郷づくり推進協議会の運営に関すること。

(2) 自主事業 各郷づくり推進協議会が自らの地域の実情に応じて選択し、実施する事業であり、次に掲げるものとする。

ア 健康及び福祉の増進に関すること。

イ 自主防犯及び自主防災に関すること。

ウ 子どもの健全育成に関すること。

エ 環境及び景観保全に関すること。

オ 地域文化の継承及び住民交流に関すること。

(情報の発信等)

第 12 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりに関する情報に関心を持ち、お互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努める。

2 市は、郷づくり推進協議会による情報発信の充実に向け、必要な支援を行う。

(人財育成等)

第 13 条 郷づくり推進協議会及び市は、郷づくりを推進するため、担い手となる人財を発掘し、その育成に努める。

2 市は、郷づくり推進協議会、自治会及び各種団体等が交流する機会を創出することに努める。

3 市は、郷づくりを推進するため、市職員の意識向上を行う。

4 市職員は、郷づくりの重要性を理解し、積極的に郷づくりに参加するよう努める。

5 郷づくり推進協議会及び市は、子ども、若者及び女性その他多様な主体が郷づくりに参画しやすい環境づくりに努め、必要な取組を行う。

6 中間支援組織は、市民同士又は市民と市の連携を促進し、又は調整を行うように努める。

（郷づくり基本構想及び郷づくり計画）

第 14 条 市は、郷づくり全体の将来像及び施策を示す郷づくり基本構想を策定し、必要に応じて見直す。

2 郷づくり推進協議会は、地域ごとの自然、産業、歴史及び文化等の地理的な特性や地域資源をもとに、地域の将来像及び基本方針をとりまとめた郷づくり計画を策定し、必要に応じて見直す。

3 市は、郷づくり推進協議会の求めに応じて、郷づくり計画の策定又は見直しに必要な情報提供を行う。

（情報公開）

第 15 条 郷づくり推進協議会は、活動に関する書類を事務所に備え付けることとし、情報公開に努める。

（個人情報保護）

第 16 条 郷づくり推進協議会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、保有する個人情報（同法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）について、当該個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じる。

（意見の聴取）

第 17 条 市は、郷づくりに関する施策その他重要な事項について、郷づくり推進協議会及び福津市附属機関設置条例（平成 17 年福津市条例第 16 号）別表に規定する福津市共働推進会議の意見を聴く。

（危機管理）

第 18 条 市民、郷づくり推進協議会及び市は、市民の安全を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、自助、共助及び公助の役割分担により共働して災害に強いまちを実現する。

（条例の見直し）

第 19 条 この条例は、施行後 4 年を超えない期間ごとに検証し、必要に応じて見直す。

（委任）

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。